



## 農と共存するみどり豊かな都市の実現に向けて

『都市農業振興基本法』の策定を踏まえ

# 都市農業振興基本計画の策定 に関するご提案

### <現 状>

- ・市街化区域内の農地（生産緑地）は、農業振興施策の対象外
- ・農業者の高齢化等による担い手不足
- ・宅地化の進行に伴う農地・緑地の減少

### <状況の変化>

- ・地元産の「顔の見える」新鮮な農産物へのニーズ
- ・農業へ関心を持つ都市住民の増加
- ・人口減少に伴う宅地化（農地転用）の必要性の低下
- ・防災・緑・景観といった農地の空間機能の評価

## ～市町村における都市農業振興基本計画の策定が期待～

2016年（平成28年）5月、都市農業が持つ多様な機能を発揮すべく、「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針や、総合的かつ計画的に講ずべき施策の方向性が示されました。

都道府県や市町村においても、農業部局、都市計画部局、財政部局等の連携のもと、早期に計画を作成し、地域の実情に応じた施策を展開していくことが期待されています。

<都市農業の定義>  
市街地及びその周辺地域で行われる農業

### <<都市農業振興基本計画で示されている主な施策の項目>>

農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保

防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮

的確な土地利用に関する計画の策定等

税制上の措置

農産物の地元での消費の促進

農作業を体験することができる環境の整備等

学校教育における農作業の体験の機会の充実等

## ～生産緑地の要件緩和～

2017年（平成29年）2月に、都市緑地法等（都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法、建築基準法）の一部が改正され、生産緑地について以下の要件が緩和されました。

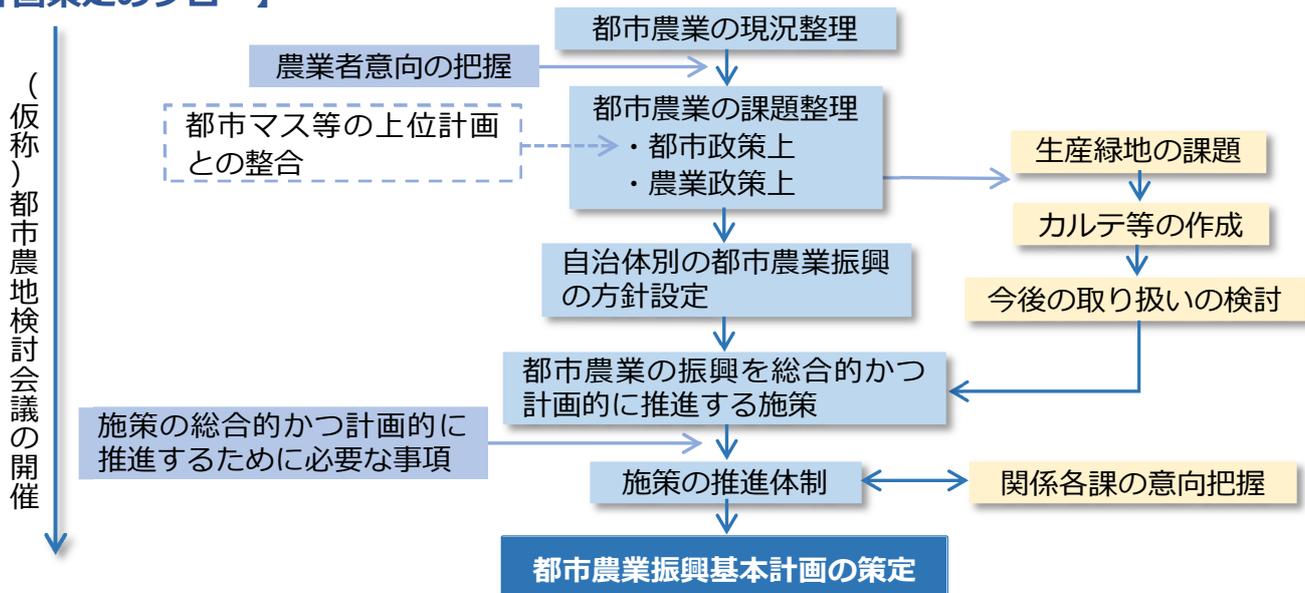
- ★生産緑地の面積要件が 500㎡から 300㎡に引き下げ
- ★生産緑地内に製造・加工・販売・料理を提供するレストランの設置が可能に
- ★生産緑地指定から30年経過した農地は、自治体が特定生産緑地に指定することにより、買い取りの申し出ができる時期を10年先送り可能に

## ～都市農業推進により狙う効果～

- 地元産の新鮮な農産物供給による**食の安全**
- 加工・販売・料理の提供等の**地産地消**
- 農業への理解**と**地域コミュニティの醸成**
- 避難や食料供給の機能による**防災性向上**
- 都市住民への**農のあるライフスタイル**を提供
- 都市景観にアクセントを与える**農の風景**
- 農業従事者の所得向上**、**新たな担い手の獲得**
- 指定後30年経過した**生産緑地の2022年問題**への対応等

# 弊社による都市農業振興基本計画の作業内容のご提案

## 【計画策定のフロー】



## 【弊社の計画策定のポイント】

### ○農業者に的確な意向調査を実施

- ・都市農業を営む農業者の事情を踏まえて都市政策、農業政策等について及び、喫緊の課題である生産緑地の農業者にも対応した意向調査を実施します。

### ○地域の実情・課題を踏まえた都市農業の振興に向けた施策づくり

- ・都市農業の振興施策は、地域の実情や課題を踏まえて設定します。  
(学習、体験、医療、福祉、地産地消、コミュニティ、防災、景観等)



### ○生産緑地の取り扱いを踏まえた都市農業の支援の提案

- ・2022年(平成34年)の生産緑地指定解除による買い取り申し出において、買い取りが困難な場合の生産緑地の取り扱いや、所有者への支援等を提案します。



### ○関係機関と連携した都市農業の振興の推進体制づくり

- ・基本計画の策定ではヒアリング等を通じて、関係課・機関の意向を反映した支援策を設定するとともに、計画推進に向けた庁内連携体制の強化、職員の意識醸成を目指します。

### ○各種会議の開催を通じた的確な計画づくり

- ・策定委員会や庁内会議等の開催を通じて多様な視点からの意見を受け、計画へ的確に反映することで実現性の高い基本計画を策定します。

### ○既存の農業振興計画と一体となった計画づくり

- ・既に農業振興計画を策定している自治体では、相互の農業振興の関連を精査し、一体的な都市農業振興策を設定します。(既存計画と合冊して効率的な農業振興に向けた計画づくりにも対応致します。)

お問い合わせ

TEL/03-5276-8775 平日 9:00~12:00、13:00~17:00 (土、日、祝日および当社休業日を除く)  
URL/http://www.sho-wa.co.jp/ (お問い合わせフォームも用意してあります。)

まちづくりの総合技術コンサルタント

# 昭和株式会社

人と共に。昭和株式会社は、「まちづくり」から「未来づくり」へ。

本社：東京都千代田区平河町1-7-21  
TEL (03) 5276-8775  
FAX (03) 5276-8789

